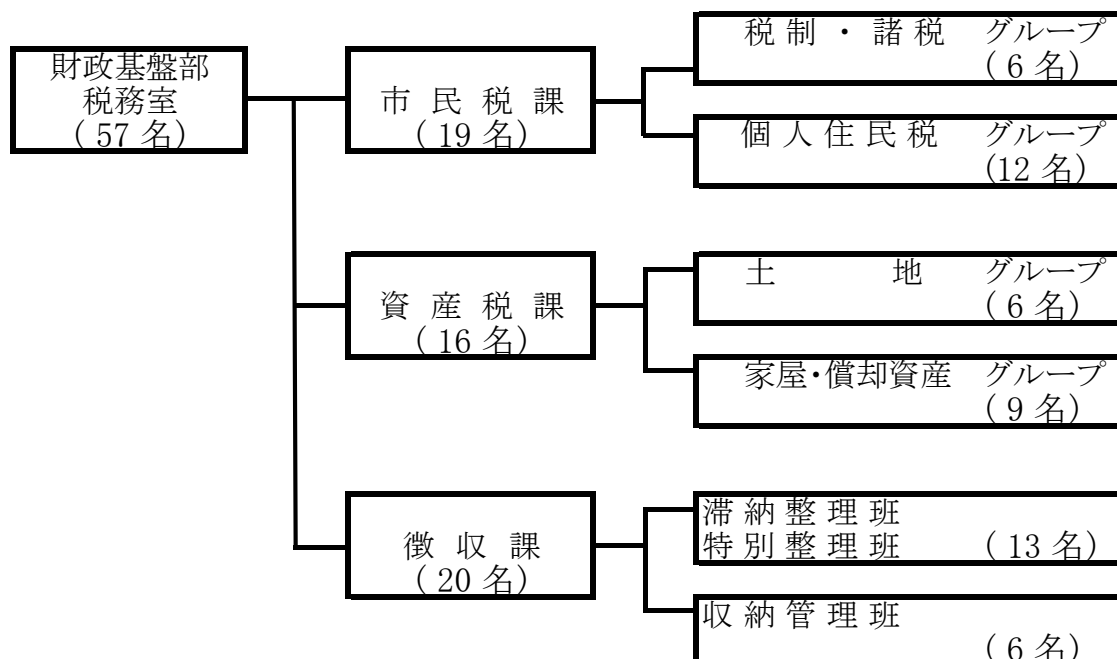


参 考 資 料

1. 税務機構図（令和4年4月1日現在）



税務職員数の内訳

所 属		課長	グループ名	主 査	事 務 員	再任用 職員	会計年 度任用 職員	計
財政基盤部長 1名	市民税課 19名	1名	税制・諸税 グループ	4名	1名		1名	6名
			個人住民税 グループ	3名	8名		1名	12名
税務室長 1名	資産税課 16名	1名	土 地 グループ	2名	3名		1名	6名
			家屋・償却資産 グループ	1名	7名		1名	9名
57名	徴収課 20名	1名	滞納整理班					
			特別整理班	4名	3名	1名	5名	13名
			収納管理班		5名		1名	6名

2.市税税率の推移

年度	個人市県民税		法人市県民税		固定 資産税	軽自動車税	電気税 ガス税	市たばこ 消費税	特別土地 保有税	都市 計画税
	均等割	所得割	均等割	法人税割						
昭和31	市 400円	市 2/100 ～14/100 県 2/100・ 4/100	1,800円	8.1/100	1.4/100	(自転車荷車税) 自転車 2輪車(一般用)200円 2輪車(競争用)300円 3輪車 500円 輪タク 500円 荷車 牛馬車 800円 中車 400円 小車 200円 リヤカー 200円 原動機付自転車 50cc以下 500円 51～90cc 800円 91cc以上 1,000円	10/100	9/100		
32										(創設) 0.15/100
33						(軽自動車税) 農耕用 1,000円 その他 1,500円 2輪の小型自動車 2,500円 * 自転車荷車税を廃止。うち原付は存続させ、新たに軽自動車税を創設		11/100		
34						(軽自動車税) 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円	9/100	12/100		
35						4輪乗用 3,000円 4輪貨物 2,500円	8/100	13.4/100		
36						小型特殊自動車 農耕用 1,000円 その他 3,000円 * 原付及び2輪の小型自動車については従来どおり	7/100	15/100		
40				8.4/100		(軽自動車税) 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪乗用 4,500円 4輪貨物 2,500円 * 原付、2輪の小型自動車及び小型特殊自動車については従来どおり				
41				8.65/100 8.9/100						0.2/100
42			2,400円					18.1/100		
43			4,000円							
44										
45				9.1/100						
46										
47										
48						10月以降	6/100		(創設) 保有 1.4/100 取得 3/100	
49			10/1 4,000円 7,000円	5/1 12.1/100 10/1 14.5/100		(電気税) 6/100 (ガス税) 10月以降 5/100 1月以降 4/100				
50						(電気税) 5/100 (ガス税) 6月以降 3/100				

年度	個人市県民税		法人市県民税		固定 資産税	軽自動車税	電気税 ガス税	市たばこ 消費税	特別土地 保有税	都市 計画税	
	均等割	所得割	均等割	法人税割							
51	市 1,200円 県 300円	市 2/100～ 14/100 県 2/100・ 4/100	4/1	14.5/100	1.4/100	原動機付自転車 50CC以下 650円 51～90CC 1,000円 91CC以上 1,300円 軽自動車 2輪のもの 2,000円 3輪のもの 2,600円 4輪乗用営業 5,200円 4輪乗用自家 5,900円 4輪貨物営業 2,900円 4輪貨物自家 3,300円 2輪の小型自動車 3,300円 小型特殊自動車 農耕用 1,300円 その他 3,900円 S51年度規制適合車 乗用 4,500円 電気自動車(貨物) 2,500円	電気税 5/100 ガス税 1月 以降 2/100	18.1/100	保有 1.4/100 取得 3/100	0.2/100	
52			4/1 13,000円 40,000円 134,000円								
53			4/1 13,000円 40,000円 134,000円 560,000円 1,000,000円								
54											
55	市 1,500円 県 500円			8/1 14.7/100		S51年度規制適合車 の税率軽減措置廃止				0.3/100	
56											
57											
58						4/1 27,000円 80,000円 100,000円 270,000円 1,000,000円 1,500,000円					
59			4/1 48,000円 144,000円 180,000円 480,000円 2,100,000円 3,600,000円			原動機付自転車 50CC以下 1,000円 51～90CC 1,200円 91CC以上 1,600円 軽自動車 2輪のもの 2,400円 3輪のもの 3,100円 4輪乗用営業 5,500円 4輪乗用自家 7,200円 4輪貨物営業 3,000円 4輪貨物自家 4,000円 2輪の小型自動車 4,000円 小型特殊自動車 農耕用 1,600円 その他 4,700円					

年度	個人市民税		法人市民税		固定 資産税	軽自動車税	電気税 ガス税	市たばこ 消費税	特別土地 保有税	入湯 税	都市 計画税
	均等割	所得割	均等割	法人税割							
60	市	市	4/1	14.7/100	1.4/100	原動機付自転車	電気税	従量割	保有		0.3/100
61	2,000円	2.5/100	48,000円			50CC以下 1,000円	5/100	千本に付	1.4/100		
62	県	～14/100	144,000円			51～90CC 1,200円	ガス税	350円	取得		
	700円	県	180,000円			91CC以上 1,600円	2/100	従価割	3/100		
		2/100・	480,000円			ミニカー 2,500円		14.3/100			
		4/100	2,100,000円			軽自動車					
			3,600,000円			2輪のもの 2,400円					
63		市				3輪のもの 3,100円					
		3/100				4輪乗用営業 5,500円					
		～12/100				4輪乗用自家 7,200円					
		県				4輪貨物営業 3,000円					
		2/100～				4輪貨物自家 4,000円					
		4/100				2輪の小型自動車					
平成		市				4,000円	4/1	市たば			
元		3/100				小型特殊自動車	廃止	こ税			
2		～11/100				農耕用 1,600円		千本に付			
3		県				その他 4,700円		1,997円			
4		2/100・									
5		4/100									
6			4/1								
7			60,000円								
			144,000円								
8	市		156,000円								
	2,500円		180,000円								
	県		192,000円								
	1,000円		480,000円								
			492,000円								
9		市	2,100,000円					4/1			
10		3/100	3,600,000円					千本に付			
		～12/100						2,434円			
		県									
		2/100・									
		3/100									
11		市						5/1			
12		3/100						千本に付			
13		～10/100						2,668円			
14		県									
		2/100・									
15		3/100						7/1	1/1～		
								千本に付	課税停止		
								2,977円			
16	市								4/1～		
17	3,000円								(創設)		
	県								宿泊有		
	1,000円								1人1日		
18	市							7/1	150円		
	3,000円							千本に付	宿泊無		
	県							3,298円	1人1日		
	1,800円								75円		
19		市									
20		6/100									
21		県									
		4/100									

年度	個人市県民税		法人市民税		固定 資産税	軽自動車税	電気税 ガス税	市たばこ 税	特別土地 保有税	入湯 税	都市 計画税
	均等割	所得割	均等割	法人税割							
22	市	市	60,000円	14.7/100	1.4/100	原動機付自転車	廃止	10/1	課税停止	宿泊有	0.3/100
23	3,000円	6/100	144,000円			50CC以下 1,000円		千本に付		1人1日	
24	県	県	156,000円			51～90CC 1,200円		4,618円		150円	
	1,800円	4/100	180,000円			91CC以上 1,600円				宿泊無	
25			192,000円			ミニカー 2,500円		4/1		1人1日	
			480,000円			軽自動車		千本に付		75円	
26	市		492,000円	10/1		2輪のもの 2,400円		5,262円			
	3,500円		2,100,000円	12.1/100		3輪のもの 3,100円					
	県		3,600,000円			4輪乗用営業 5,500円					
	2,300円					4輪乗用自家 7,200円					
						4輪貨物営業 3,000円					
						4輪貨物自家 4,000円					
						2輪の小型自動車 4,000円					
						小型特殊自動車					
						農耕用 1,600円					
						その他 4,700円					
27						原動機付自転車					
						50CC以下 1,000円					
						51～90CC 1,200円					
						91CC以上 1,600円					
						ミニカー 2,500円					
						軽自動車					
						2輪のもの 2,400円					
						3輪のもの 3,100円					
						4輪乗用営業 5,500円					
						4輪乗用自家 7,200円					
						4輪貨物営業 3,000円					
						4輪貨物自家 4,000円					
						H27.4.1以降に購入の 三輪以上の新車の軽自動車					
						3輪のもの 3,900円					
						4輪乗用営業 6,900円					
						4輪乗用自家10,800円					
						4輪貨物営業 3,800円					
						4輪貨物自家 5,000円					
						2輪の小型自動車 4,000円					
						小型特殊自動車					
						農耕用 1,600円					
						その他 4,700円					

年度	個人市県民税		法人市民税		固定 資産税	軽自動車税	電気税 ガス税	市たばこ 税	特別土地 保有税	入湯 税	都市 計画税
	均等割	所得割	均等割	法人税割							
28	市 3,500円 県 2,300円	市 6/100 県 4/100	60,000円 144,000円 156,000円 180,000円 192,000円 480,000円 492,000円 2,100,000円 3,600,000円	12.1/100	1.4/100	原動機付自転車 90cc以下 2,000円 125cc以下 2,400円 ミニカー 3,700円 小型特殊自動車 農耕作業用 2,400円 その他 5,900円 2輪の小型自動車 6,000円 軽自動車 2輪のもの 3,600円 H27.3.31以前に最初の 新規検査をした車両 3輪のもの 3,100円 4輪乗用営業 5,500円 4輪乗用自家 7,200円 4輪貨物営業 3,000円 4輪貨物自家 4,000円 H27.4.1～H31.3.31に 最初の新規検査をした車両 グリーン化特例 (取得年度の翌年度のみ) 75%軽減 3輪のもの 1,000円 4輪乗用営業 1,800円 4輪乗用自家 2,700円 4輪貨物営業 1,000円 4輪貨物自家 1,300円 50%軽減 3輪のもの 2,000円 4輪乗用営業 3,500円 4輪乗用自家 5,400円 4輪貨物営業 1,900円 4輪貨物自家 2,500円 25%軽減 3輪のもの 3,000円 4輪乗用営業 5,200円 4輪乗用自家 8,100円 4輪貨物営業 2,900円 4輪貨物自家 3,800円 軽減なし 3輪のもの 3,900円 4輪乗用営業 6,900円 4輪乗用自家 10,800円 4輪貨物営業 3,800円 4輪貨物自家 5,000円 13年を経過した車両 2輪のもの 4,600円 4輪乗用営業 8,200円 4輪乗用自家 12,900円 4輪貨物営業 4,500円 4輪貨物自家 6,000円	廃止	千本に付 5,262円 4/1 3級品 千本に付 2,925円	課税停止	宿泊有 1人1日 150円 宿泊無 1人1日 75円	0.3/100
29								4/1 3級品 千本に付 3,355円			

年度	個人市県民税		法人市民税		固定 資産税	軽自動車税	電気税 ガス税	市たばこ 税	特別土地 保有税	入湯 税	都市 計画税
	均等割	所得割	均等割	法人税割							
30	市 3,500円 県 2,300円	市 6/100 県 4/100	60,000円 144,000円 156,000円 180,000円 192,000円 480,000円 492,000円 2,100,000円 3,600,000円	12.1/100	1.4/100	原動機付自転車 90cc以下 2,000円 125cc以下 2,400円 ミニカー 3,700円 小型特殊自動車 農耕作業用 2,400円 その他 5,900円 2輪の小型自動車 6,000円 軽自動車 2輪のもの 3,600円 H27.3.31以前に最初の 新規検査をした車両 3輪のもの 3,100円 4輪乗用営業 5,500円 4輪乗用自家 7,200円 4輪貨物営業 3,000円 4輪貨物自家 4,000円 H27.4.1～H31.3.31に 最初の新規検査をした車両 グリーン化特例 (取得年度の翌年度のみ) 75%軽減 3輪のもの 1,000円 4輪乗用営業 1,800円 4輪乗用自家 2,700円 4輪貨物営業 1,000円 4輪貨物自家 1,300円 50%軽減 3輪のもの 2,000円 4輪乗用営業 3,500円 4輪乗用自家 5,400円 4輪貨物営業 1,900円 4輪貨物自家 2,500円 25%軽減 3輪のもの 3,000円 4輪乗用営業 5,200円 4輪乗用自家 8,100円 4輪貨物営業 2,900円 4輪貨物自家 3,800円 軽減なし 3輪のもの 3,900円 4輪乗用営業 6,900円 4輪乗用自家 10,800円 4輪貨物営業 3,800円 4輪貨物自家 5,000円 13年を経過した車両 3輪のもの 4,600円 4輪乗用営業 8,200円 4輪乗用自家 12,900円 4輪貨物営業 4,500円 4輪貨物自家 6,000円	廃止	千本に付 5,262円 4/1 3級品 千本に付 4,000円 10/1 千本に付 5,692円	課税停止 宿泊有 1人1日 150円 宿泊無 1人1日 75円	0.3/100	
令和 元				10/1 8.4/100		軽自動車税 種別割 環境性能割 10/1 10/1(創設) 同上 自家用 1/100、2/100 営業用 0.5/100、1/100、2/100		10/1 3級品 千本に付 5,692円 (税率統合)			

年度	個人市県民税		法人市民税		固定 資産税	軽自動車税		市たばこ 税	特別土地 保有税	入湯 税	都市 計画税
	均等割	所得割	均等割	法人税割		種別割	環境性能割				
2	市 3,500円 県 2,300円	市 6/100 県 4/100	60,000円 144,000円 156,000円 180,000円 192,000円 480,000円 492,000円 2,100,000円 3,600,000円	8.4/100	1.4/100	原動機付自転車 90cc以下 2,000円 125cc以下 2,400円 ミニカー 3,700円 小型特殊自動車 農耕作業用 2,400円 その他 5,900円 2輪の小型自動車 6,000円 軽自動車 2輪のもの 3,600円 H27.3.31以前に最初の 新規検査をした車両 3輪のもの 3,100円 4輪乗用営業 5,500円 4輪乗用自家 7,200円 4輪貨物営業 3,000円 4輪貨物自家 4,000円 H27.4.1～R3.3.31に 最初の新規検査をした車両 グリーン化特例 (取得年度の翌年度のみ) 75%軽減 3輪のもの 1,000円 4輪乗用営業 1,800円 4輪乗用自家 2,700円 4輪貨物営業 1,000円 4輪貨物自家 1,300円 50%軽減 3輪のもの 2,000円 4輪乗用営業 3,500円 4輪乗用自家 5,400円 4輪貨物営業 1,900円 4輪貨物自家 2,500円 25%軽減 3輪のもの 3,000円 4輪乗用営業 5,200円 4輪乗用自家 8,100円 4輪貨物営業 2,900円 4輪貨物自家 3,800円 軽減なし 3輪のもの 3,900円 4輪乗用営業 6,900円 4輪乗用自家 10,800円 4輪貨物営業 3,800円 4輪貨物自家 5,000円 13年を経過した車両 3輪のもの 4,600円 4輪乗用営業 8,200円 4輪乗用自家 12,900円 4輪貨物営業 4,500円 4輪貨物自家 6,000円	自家用 1/100、 2/100 営業用 10/1 0.5/100、 1/100、 2/100 千本に付 千本に付 6,122円	課税停止	宿泊有 1人1日 150円 宿泊無 1人1日 75円	0.3/100	

年度	個人市県民税		法人市民税		固定 資産税	軽自動車税		市たばこ 税	特別土地 保有税	入湯 税	都市 計画税
	均等割	所得割	均等割	法人税割		種別割	環境性能割				
3	市 3,500円 県 2,300円	市 6/100 県 4/100	60,000円 144,000円 156,000円 180,000円 192,000円 480,000円 492,000円 2,100,000円 3,600,000円	8.4/100	1.4/100	原動機付自転車 90cc以下 2,000円 125cc以下 2,400円 ミニカー 3,700円 小型特殊自動車 農耕作業用 2,400円 その他 5,900円 2輪の小型自動車 6,000円 軽自動車 2輪のもの 3,600円 H27.3.31以前に最初の 新規検査をした車両 3輪のもの 3,100円 4輪乗用営業 5,500円 4輪乗用自家 7,200円 4輪貨物営業 3,000円 4輪貨物自家 4,000円 H27.4.1以降に最初の 新規検査をした車両 3輪のもの 3,900円 4輪乗用営業 6,900円 4輪乗用自家 10,800円 4輪貨物営業 3,800円 4輪貨物自家 5,000円 R3.4.1～R5.3.31に 最初の新規検査をした車両 グリーン化特例 (取得年度の翌年度のみ) 75%軽減 3輪のもの 1,000円 4輪乗用営業 1,800円 4輪乗用自家 2,700円 4輪貨物営業 1,000円 4輪貨物自家 1,300円 50%軽減 4輪乗用営業 3,500円 25%軽減 4輪乗用営業 5,200円 13年を経過した車両 3輪のもの 4,600円 4輪乗用営業 8,200円 4輪乗用自家 12,900円 4輪貨物営業 4,500円 4輪貨物自家 6,000円	自家用 1/100、 2/100 営業用 0.5/100、 1/100、 2/100 10/1 千本に付 千本に付	千本に付 6,122円 千本に付 6,552円	課税停止 宿泊有 1人1日 150円 宿泊無 1人1日 75円	0.3/100	

年度	個人市県民税		法人市民税		固定 資産税	軽自動車税		市たばこ 税	特別土地 保有税	入湯 税	都市 計画税
	均等割	所得割	均等割	法人税割		種別割	環境性能割				
4	市 3,500円 県 2,300円	市 6/100 県 4/100	60,000円 144,000円 156,000円 180,000円 192,000円 480,000円 492,000円 2,100,000円 3,600,000円	8.4/100	1.4/100	原動機付自転車 90cc以下 2,000円 125cc以下 2,400円 ミニカー 3,700円 小型特殊自動車 農耕作業用 2,400円 その他 5,900円 2輪の小型自動車 6,000円 軽自動車 2輪のもの 3,600円 H27.3.31以前に最初の 新規検査をした車両 3輪のもの 3,100円 4輪乗用営業 5,500円 4輪乗用自家 7,200円 4輪貨物営業 3,000円 4輪貨物自家 4,000円 H27.4.1以降に最初の 新規検査をした車両 3輪のもの 3,900円 4輪乗用営業 6,900円 4輪乗用自家 10,800円 4輪貨物営業 3,800円 4輪貨物自家 5,000円 R3.4.1～R5.3.31に 最初の新規検査をした車両 グリーン化特例 (取得年度の翌年度のみ) 75%軽減 3輪のもの 1,000円 4輪乗用営業 1,800円 4輪乗用自家 2,700円 4輪貨物営業 1,000円 4輪貨物自家 1,300円 50%軽減 4輪乗用営業 3,500円 25%軽減 4輪乗用営業 5,200円 13年を経過した車両 3輪のもの 4,600円 4輪乗用営業 8,200円 4輪乗用自家 12,900円 4輪貨物営業 4,500円 4輪貨物自家 6,000円	自家用 1/100、 2/100 営業用 0.5/100、 1/100、 2/100	千本に付 6,552円	課税停止	宿泊有 1人1日 150円 宿泊無 1人1日 75円	0.3/100

3. 令和4年度 市税一覧表

税 目	個人市民税	法人市民税	固定資産税																														
納税義務者	・ 市内に住所を有する個人 （均等割・所得割） ・ 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者 （均等割）	・ 市内に事務所又は事業所を有する法人 （均等割・所得割） ・ 市内に寮等を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの （均等割） ・ 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの （均等割）	・ 固定資産の所有者																														
課税客体			・ 固定資産 土地 家屋 償却資産																														
賦課期日	1月 1日	（申告納付）	1月 1日																														
申告期限	3月15日	法人税の申告期限	・ 償却資産の所有者 1月31日																														
課税標準	前年の所得について算定した総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額	・ 法人税額 2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人は、課税標準に従業者数により分割	土地課税台帳等若しくは家屋課税台帳等又は償却資産課税台帳に登録された価格 * 免税点 課税標準となるべき額 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満																														
税 率	・ 均等割 市 3,500円 県 2,300円 ・ 所得割（総合課税分） 市 6/100 県 4/100 （分離課税分） 市 3/100 県 2/100	・均等割 <table><tr><th>法人等の資本等の金額</th><th>市内の従業者数</th><th>税 率</th></tr><tr><td>50億円超</td><td>50人超</td><td>⑨ 3,600,000円</td></tr><tr><td>10億円超</td><td>50人超</td><td>⑧ 2,100,000円</td></tr><tr><td>50億円以下</td><td>50人以下</td><td>⑦ 492,000円</td></tr><tr><td>1億円超</td><td>50人超</td><td>⑥ 480,000円</td></tr><tr><td>10億円以下</td><td>50人以下</td><td>⑤ 192,000円</td></tr><tr><td>1千万円超</td><td>50人超</td><td>④ 180,000円</td></tr><tr><td>1億円以下</td><td>50人以下</td><td>③ 156,000円</td></tr><tr><td>1千万円以下</td><td>50人超</td><td>② 144,000円</td></tr><tr><td>上記以外</td><td></td><td>① 60,000円</td></tr></table> ※ 税率欄の○内の数字は法人の号を表す ・法人税割 8.4/100	法人等の資本等の金額	市内の従業者数	税 率	50億円超	50人超	⑨ 3,600,000円	10億円超	50人超	⑧ 2,100,000円	50億円以下	50人以下	⑦ 492,000円	1億円超	50人超	⑥ 480,000円	10億円以下	50人以下	⑤ 192,000円	1千万円超	50人超	④ 180,000円	1億円以下	50人以下	③ 156,000円	1千万円以下	50人超	② 144,000円	上記以外		① 60,000円	1.4/100
法人等の資本等の金額	市内の従業者数	税 率																															
50億円超	50人超	⑨ 3,600,000円																															
10億円超	50人超	⑧ 2,100,000円																															
50億円以下	50人以下	⑦ 492,000円																															
1億円超	50人超	⑥ 480,000円																															
10億円以下	50人以下	⑤ 192,000円																															
1千万円超	50人超	④ 180,000円																															
1億円以下	50人以下	③ 156,000円																															
1千万円以下	50人超	② 144,000円																															
上記以外		① 60,000円																															
納 期 限	・ 普通徴収 第1期 6月30日 第2期 8月31日 第3期 10月31日 第4期 1月31日 ・ 給与所得に係る特別徴収 徴収した月の翌月10日 ・ 年金所得に係る特別徴収 徴収した日の属する月の翌月10日	法人税の納付期限	第1期 5月2日 第2期 8月1日 第3期 12月26日 第4期 2月28日																														

税 目	軽自動車税(種別割)	軽自動車税 (環境性能割)	市たばこ税	特別土地保有税(※)															
納税義務者	軽自動車等の所有者	3輪以上の軽自動車 を取得した人	卸売販売業者等	土地の所有者等															
課税客体	・ 原動機付自転車 ・ 軽自動車 ・ 小型特殊自動車 ・ 二輪の小型自動車	3輪以上の軽自動車	売渡し等に係る 製造たばこ	・ 保有 取得後10年 未経過の土地 ・ 取得 取得した土地															
賦課期日	4月1日	(申告納付)	(申告納付)	・ 保有 1月1日 ・ 取得 1月1日 7月1日															
申告期限	・ 新規取得 軽自動車等の所有者となった日から 15日以内 ・ 廃車 軽自動車等の所有者でなくなった日から 30日以内	軽自動車の登録 (標識交付) 時	毎月末日	・ 保有 5月31日 ・ 取得 2月末日 8月31日															
課税標準		取得価額	売渡し等に係る 製造たばこの本数	土地の取得価額															
税 率	・ 原動機付自転車 50cc以下 2,000円 51～90cc 2,000円 91cc以上 2,400円 ミニカー 3,700円 ・ 軽自動車 2 輪のもの 3,600円 <table><tr><td></td><td>H27. 3. 31以前に 最初の新規検査 をした 3 輪以上 の新車の軽自動 車</td><td>H27. 4. 1以降に最 初の新規検査を した 3 輪以上の 新車の軽自動車</td></tr><tr><td>3 輪のもの</td><td>3,100円</td><td>3,900円</td></tr><tr><td>4 輪乗用営業用</td><td>5,500円</td><td>6,900円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>7,200円</td><td>10,800円</td></tr><tr><td>貨物用営業用</td><td>3,000円</td><td>3,800円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>4,000円</td><td>5,000円</td></tr></table> ・ 2 輪の小型自動車 6,000円 ・ 小型特殊自動車 農耕作業用のもの 2,400円 その他のもの 5,900円 軽自動車の区分や 環境性能に応じて ・ 自家用 1/100 2/100 ・ 営業用 0.5/100 1/100 2/100 *免税点 軽自動車の取得 価額が50万円以 下の場合 千本につき6,552円 ・ 保有 1.4/100 ・ 取得 3/100		H27. 3. 31以前に 最初の新規検査 をした 3 輪以上 の新車の軽自動 車	H27. 4. 1以降に最 初の新規検査を した 3 輪以上の 新車の軽自動車	3 輪のもの	3,100円	3,900円	4 輪乗用営業用	5,500円	6,900円	自家用	7,200円	10,800円	貨物用営業用	3,000円	3,800円	自家用	4,000円	5,000円
	H27. 3. 31以前に 最初の新規検査 をした 3 輪以上 の新車の軽自動 車	H27. 4. 1以降に最 初の新規検査を した 3 輪以上の 新車の軽自動車																	
3 輪のもの	3,100円	3,900円																	
4 輪乗用営業用	5,500円	6,900円																	
自家用	7,200円	10,800円																	
貨物用営業用	3,000円	3,800円																	
自家用	4,000円	5,000円																	
納 期 限	5月31日	軽自動車の登録 (標識交付) 時	毎月末日	申告納付 ・ 保有 5月31日 ・ 取得 1月1日前1年以内に 取得の場合 2月末日 7月1日前1年以内に 取得の場合 8月31日															

※ 特別土地保有税は、平成15年度以降課税停止されています。

税 目	入湯税	都市計画税	国有資産等所在市町村交付金
納税義務者	鉱泉浴場に入湯する人	土地・家屋の所有者	国 地方公共団体
課税客体	鉱泉浴場における入湯行為	・都市計画区域内に 所在する土地、家屋	・国、地方公共団体所有の固定 資産で貸付資産等
賦課期日等	(申告納付)	1月1日	前年の3月31日
申告期限	毎月の入湯分を 翌月15日まで		
課税標準		固定資産税と同じ	・算定標準額 前年 3月31日現在の国有資産 台帳に記載された価格
税 率	・宿泊を伴う場合 1人1日 150円 ・宿泊を伴わない 場合 1人1日 75円 *課税免除 ・年齢12歳未満の人 ・共同浴場又は一般 公衆浴場に入湯 する人	0.3/100	1.4/100
納 期 限	毎月15日	固定資産税と併せて 納付	6月30日

令和 4 年度版
伊丹市市税概要

編集・発行

伊丹市千僧 1 丁目 1 番地

財政基盤部税務室

市民税課

TEL (072) 784-8022

資産税課

TEL (072) 784-8023

TEL (072) 784-8024

徴収課

TEL (072) 784-8025

TEL (072) 784-8026